



鳥取県公報

平成13年 6月 8日(金)
号外第64号

毎週火・金曜日発行

目 次

雑 報 平成13年度宅地建物取引主任者資格試験の実施(住宅環境課)..... 1

雑 報

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成13年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成13年 6月 8日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 河 野 正 三

- 1 試験の日時 平成13年10月21日(日)午後1時から午後3時まで
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により試験の一部の免除を受ける者(以下「指定講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで。
- 2 試験の場所 鳥取市湖山町北二丁目401 鳥取県立鳥取商業高等学校
- 3 試験の内容
(1) 内容 おおむね次の事項について行う。
 - ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。
 - イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。
 - ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。
 - エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。
 - オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。
 - カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。
 - キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。ただし、指定講習修了者については、ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。
- (2) 出題法令 平成13年4月1日現在施行されている法令による。
- 4 試験の方法及び出題数
(1) 方 法 4肢択一式の筆記試験による。
(2) 出題数 50問
ただし、指定講習修了者については、45問とする。
- 5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 6 試験案内及び受験申込書の配布
(1) 配布期間 平成13年7月9日(月)から同年8月3日(金)までとする。
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(2) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県生活環境部住宅環境課並びに鳥取、倉吉及び米子の各土木事務所建築住宅課

7 受験手数料及び納入方法

(1) 受験手数料 7,000円

(2) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担とする。)

8 受験申込

(1) 申込期間及び時間 平成13年7月30日(月)から同年8月3日(金)までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 申込場所 次の場所に、(3)の書類を提出すること。なお、郵送による場合は、社団法人鳥取県宅地建物取引業協会(鳥取市川端二丁目125鳥取県不動産会館2階)へ、簡易書留郵便又は配達記録郵便で申し込むこと(平成13年7月9日(月)から同年8月3日(金)までの日付の消印のあるものに限り有効とする。)

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部	鳥取市川端二丁目125 鳥取県不動産会館1階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	倉吉市東巖城町120-2 ヨコジュウビル3階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	米子市目久美町34-17

(3) 提出書類

ア 受験申込書(裏面に、受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明証をはったもの)

イ 写真1葉(受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦4.5センチメートルから5センチメートルまで、横3.5センチメートルから5センチメートルまでの間の大きさのもの)

ウ 指定講習修了者にあつては、講習修了証

(修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

9 合格発表

(1) 発表の期日 平成13年12月5日(水)

(2) 発表の方法 8の(2)の申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問い合わせ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会(電話 0857-23-3569)